

第五十九回 帝國議會
衆議院

寄生蟲病豫防法案外一件委員會議錄(速記)第二回

村託議案
寄生蟲病防護法案(政府提出)
明治四十年法律第十一號中改正法律案
(癲豫防ニ關スル件)(政府提出、貴族院
送付)

寄生蟲病豫防法案(政府提出)
明治四十年法律第十一號中改正法律案
(癲豫防=闢スル件)(政府提出、貴族院
送付)

昭和六年二月二十七日(金曜日)午後二時十六分開議

デアリマス、其趣旨ヨリ小學校兒童八百萬人ヨリ、セメテ寄生蟲ノ蛔蟲ダケゲデモ艾除スルコトガ出來ナイデアリマセウカ、是ハ單ソ保健衛生ノミデナク、

ニ上ル、故ニドウシテモ國民ノ身心ヲ健全ニスルコトガ今日ノ義務デアル、況ヤ斯ノ如ク思想ノ動搖スル今日ニ於テ、身體ガ不建康デアルト、種々ノ危

作ッテ、社會ノ進歩發達ヲ圖リタイト
考ヘマスガ故ニ、近キ將來ニ於テ衛生
省新設ノ意思アリヤ否ヤ齋藤次官ニ
仰尋致シマシテ、私ノ質問ハ一先づ可

ノ如シ	委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左	出席政府委員左ノ如シ	理事 中崎 俊秀君
	内務省衛生局長	内務政務次官	中島 琢之君
	赤木 隆夫君	永田 良吉君	松山常次郎君
	朝治君	野方 次郎君	石塚 讓君

學業ノ進歩ノ上ニモ非常ナ影響ガアル、殊ニソレガ病的トナリ、非常ナ症狀ヲ呈シ、後ニ肺ノ壞疽ヲ起シタヤウナ例ヲ見テ居ル、今回御提案ニナッタ所ノ四ツノ病氣ノ中、住血吸蟲、肝臟「デスマ」モ間々見ルコトハアリマスガ、多クハ十二指腸蟲、蛔蟲ヲ見テ居ルノデアリマシテ、非常ニ心配シテ居タノデアリマス、是ガ艾除ヲスルニ付テ

險思想ヲ懷クカラ、茲ニ身心ノ極メテ完全ナル人間ヲ作リ、國民ノ健康狀能ヲ實際ニ改善スルコトハ、時弊ヲ救フ急務ナリト信ジマス、其他優生學ノトカラ國民ノ種族ヲ改善シ、人口問題ノ解決ヲシ、或ハ疾病ニ罹ラヌヤウニ豫防醫學ノ總テヲ攻究スルニ付テハ、今日ノ衛生局位デハ迪モ出來ナイ、ドウシテモ衛生省

○齊藤政府委員 御説ノ如ク國民ノ衛
生思想ガ普及致シマシテ、國民ガ舉ゲ
テ健康ニナルカ、若クハ虛弱ニナルカ
ハ、國家ノ進運ニ非常ニ重大ナル關係
ヲ持ツコトハ、御互ニ承知シテ居ル所
ニアリマス、個人トシテモ健康ガ第一
デアリ、國家トシテモ健康ナル國民ヲ
以テ組織シテ居リマス國家ハ、活動力

内務技師 高野 六郎君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
寄生蟲病豫防法案(政府提出)
○中馬委員長 ソレデハ只今カラ始メ

ハ、當局ニ餘程ノ忍耐ト熱誠ガナケレバナラヌ、國家ノ財力ト權力トヲ以テ、是ガ豫防撲滅ヲ圖ラケレバナラヌ、此法ヲ設ケタ以上ハ、此法律ガ完全ニ

ヲ作ツテ、國家ノ大ナル權力ヲ以テヤラ
ナケレバナラヌ、勿論此事業ハ非常ニ
莫大ナル金ヲ要スルノデアリマスガ、
當局ハ衛生省設置ノ意思ガアルカナイ

ガ増進スルコトハ分リ切ッタ事デアリ
マス、故ニ政府ニ於キマシテモ、殊ニ
今回ノ議會ニ於キマシテハ、衛生ニ關
スル法案ガ隨分澤山アリマシテ、是ガ

○野方委員 本員ハ此案ノ洵ニ重大ニシテ、國民保健ノ上ニ貢獻スルモノデアル、此點ニ付テ非常ニ歡迎スル者デアリマス、而シテ自分ハ永ク學校衛生ニ關係ヲシテ、寄生蟲ノ検査ヲシタガ、此表ニ示スガ如ク七十九「パーセント」以上アリ、殊ニ都會ヨリ農村ニシテ九十五「パーセント」モアルヤウ

校兒童ニ左様な蛔蟲ガアルト、是が大人ニナツタナラバ、尙ホ一層勞働力ニ關係シ、產業ノ能率ヲ阻碍スルコトガ多大デアル、茲ニ一例ヲ舉グレバ、男女通計シテ千五百萬人ノ勞働者ガアルトシテ、榮養不良ノ爲ニ疲勞素ガ發生シ、一時間五錢トシテ三時間ノ損失ヲスルトスレバ、我ガ國民ハ勞働ノ力ガアル

カ、吾々ハ不日衛生省設置ノ建議ヲス
ル積リデアリマスガ、當局ハ之ニ對シ
テ如何ナル御意見ヲ持タレルカ、殊ニ
衛生大臣トシテ令名噴々タル安達内
相ハ、今回ノ如ク多クノ醫事法案ヲ提
出サレテ居リマス、是ハ悉ク吾々ハ政
黨政派ヲ超越シテ贊成シナケレバナラ
ヌト思ツテ居ル、唯微溫的ニ流レ、遂ニ
ハ法ノ威力ヲ疑ハレルコトガアツテハ

爲ニ衛生局長ハ非常ニ忙シクシテ居ラ
レルヤウナ始末デアリマスノデ、出來
得ル限リ衛生思想ヲ普及セシムルト同
時ニ、其實績ヲ收メタイト思^ツテ居リ
マス、併シ昨日モ申シマシタヤウニ、
何ヲスルニモ金ガ基ニナリマスノデ、
國家財政ノ現狀ニ照シマシテ、是ガ爲
ニ十分ナル金ヲ費スコトガ出來ナイノ
ハ甚ダ遺憾デアリマス、只今衛生省ヲ

拵ヘル意思ガ政府ニアルカトノ御尋デ
アリマスガ、衛生ニ限ラズ、社會局ノ方
ニ於キマシテモ、段々ト社會事業ガヤ
カマシクナリマシテ、今日世界各國ノ
政治ノ中心ハ社會政策ニ在リト言ハレ
テ居ル位デアリマスカラ、社會局ノ事
業モ益殖エテ來ルノデアリマス、是
ガ爲ニ社會省ヲ拵ヘロト云フヤウナ意
見モアリマスガ、ソレト同ジヤウニ、
衛生省ヲ設ケテ獨立ノ一ツノ行政廳ト
シテ、衛生ニ關スル大目的ヲ達スルヤ
ウニスルコトハ、大事ナ問題デアリマ
スガ、マダ現在ノ政府ニ於テハソコマ
デ考ヘテ居リマセヌ、又實際問題トシ
テ攻究シタコトモ私ノ知ル限リニ於テ
ハナイノデアリマス、併シ御趣旨ニハ
極メテ同感デアリマスカラ、幸ニ此議
會ニ於キマシテ、議員ノ方カラサウ云
フ御話ガ出タコトハ、永ク記錄ニモ止
マリマスシ、現在及將來ノ政府ニ於キ
マシテモ、十分重キヲ置イテ此方面ニ
向ツテ考慮スルダラウト思ヒマス、繰
返シテ申シマスガ、現在ニ於キマシテ
ハ、衛生省ヲ設ケルト云フコトハ話ニ
上ツテ居リマセヌ、左様御諒承ヲ願ヒ
マス

○高野内務技師 第一條ニアリマス四種類ノ寄生蟲全部ニ向ツテ、本法律ヲ適用スル積リデアリマス
○中崎委員 ソレニ付テ伺ッテ見タイト思ヒマスガ、是ハ外務省關係ノ問題デアリマスケレドモ、移民ニ對シテ検便ヲスル、所謂十二指腸蟲ノ有無ヲ検査スルト云フコトデアリマスガ、ソレハ衛生局ノ方デ大體御分リニナッテ居リマスカ、若シ御分リニナッテ居リマスカ、今日ノ所ドウ云フ程度ニナッテ居ルカ、亞米利加ニ移民シヨウト云フ人デ、検便サレテ、隨分迷惑シテ居ル人ガアルコトヲ聞イテ居リマスガ、其模様ハ如何デアルカト云フコトヲ、御承知ノ範圍デ宜シイカラ、伺フコトガ出來レバ大變結構デアリマス

○高野内務技師 外國ニ行キマスル移民ガ寄生蟲ヲ持ツテ居リマス爲ニ、時々上陸不可能ニ陥ルコトガアリマシテ、之ニ備ヘル爲ニ移民検査所ニ於キマシテ、又一部ハ移民收容所ニ於キマシテ、其蟲卵ノ保有率ハ、從來農村保健衛生調査ニ於テ調ベマシタ農村ノ寄生蟲ヲ持ツテ居ル者ガ多イノデアリマステ、此検査ヲ致シテ居リマス、殊ニ伯刺西爾ニ參リマス農村ヨリノ移民ハ、寄生蟲ヲ持ツテ居ルノデゴザイマス、

只今其數字ノ資料ヲ持テ居リマセヌ
カラ、後カラ差上ゲルコトニ致シマス
○中崎委員 只今ノ御説明ハ其程度デ
分リマシタ、第三ニ政務次官ニ御伺致
シテ置キマスガ、今回政府ガ提出サレ
マシタ衛生組合法ガ實施サレル場合ニ
ナリマシテ、本案ガ若シ之ヲ實施スル
ト云フ時ニナリマスト、衛生組合法ト
本案トノ運用上ノ關係ヲ、政府ハドウ
云フ風ニ御考ニナッテ居ルカ、所謂衛
生組合ノ活動ト俟ツテ、サウンシテヤハリ
本案ノ運用ト云フヤウナコトニマデ及
ボス御考デアルカドウカ、ソレ等ノ關
係ヲ一寸承知致シタイ

居リマスケレドモ、衛生組合法ト寄生蟲豫防法トハ、之ヲ施行スル所ノ主體ガ違フノデアリマス、違ヒマスカラシテ、實際ノ實務ニ當リマシテハ、ヤハリ同ジ衛生上ノ事デアリマスカラシテ、關聯シテ仕事ガ起ツテ來ルガアルカモ存ジマセヌガ、法律ノ建前ハ全ク違ツテ居ルノデアリマス、衛生組合法ヲ施行シ、寄生蟲豫防法モ施行スルト云フコトニナリマスト云フト、此間ニ於テ種々關聯スル問題ガ起ツテ來ルダラウト思ヒマス、併シ行フ人間ガ違ヒマスカラシテ、其處ダケハ御含ミヲ願ツテ置キマス、ソレカラ一寸附加ヘテ置キマスガ、衛生組合法ハ御承知ノ通リ市ダケニ行ヒマス、殊ニ全部ノ市ニ行フノデハナイノデアリマシ制的ニ行フノデハナインテモ、町會トカ、其外ノ衛生組合ガアリマシテ、ソレ等ノモノガ十分ニ衛生上ノ仕事ヲシテ居ルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、衛生組合法ハ行ヒマセヌ、衛生上ノ施設ガ甚ダ不完全ナル所ニ於テ、或市内ノ地域ニ限ツテ、サウシテ此地域ニ在ル所ノ將來組合員トナルベキ者ノ二分ノ一以上ノ多數ガ承知致シタ場合ニ於テ之ヲ行フト云フヤウニナツテ居リマスカラシテ、大分寄生蟲豫防法ト

ハ廣節裂頭蟬蟲、無鈎蟬蟲、有鈎蟬蟲、
倭小蟬蟲、先づ以上ノモノガ最モ普通
ニ見ラレルモノデゴザイマシテ、此他
ニモ地方的ニ或ハ種々ナル寄生蟲ガゴ
ザイマセウカトハ存ジマス

○中島委員 一寸御伺致シマスガ「ジ
ストミヤヂス」ニ對シテハ、山梨縣ニ
於テ豫防撲滅施設ガ出來テ居リマス、
可ナリ國庫カラモ補助ガ出テ居ルヤウ
デアリマスルガ、ヤハリ肝臟「デスト
マ」ノ如キ、地方的ニ非常ニ多イ寄生蟲
ヲ、其府縣ガ若シ其豫防策ヲ講ズル場
合ニハ、國庫ハ相當額ヲ、ヤハリ「ジス
トミヤヂス」ト同様ノ補助ヲ爲サル御
意思ガアルノデセウカドウカ

○赤木政府委員 此法律ニ依リマシ

テ、將來補助ヲ致シマス際ニハ、大體
之ニ定メアリマス率ヲ補助スルト云
フコトニナラウト存ズルノデアリマ
ス、此法律ノ率以上ニ、殊ニ或者ニ對
シテ多クノ率ヲ出スト云フコトハ、是
ハ困難カト存ジマス、現在山梨縣ノ豫
防方法ニ付キマシテ、國庫カラ特別ノ
補助ガ出テ居リマスガ、是ハ此法律ノ
成案以前カラ出テ居リマスノデ、今俄
ニ之ヲ減額スルコトモ困難デアラウト
存ジマスノデ、當分豫算ノ範圍内ニ於
テ繼續スルノ已ムヲ得ナイコト、存ジ
マスガ、他ノモノニ付テ、山梨縣ト同
等ノ率ヲ以テ補助ヲ致スコトハ、困難

カト存ジマス、尙ホ先刻補助ニ付キマ

シテ、例ヘバ改良便所ニ對スル補助ノ

ストミヤヂス」ニ對シテハ、新ニ豫算

ハ、是ハ建議案トシテ昨年モ本年モ私

デアリマスルガ、尙ホ將來豫算ガ取レマ

シテモ、大體此法律ニ豫定シテ居ル補

助デ賄ツテ行クヨリ致方ガナイト存ジ

マス、此率ヲ増スコトハ、他ノ各種ノ

傳染病ナドニ對スル關係モアリ、中々

困難カト思ヒマス

○中島委員 一應諒承致シマシタガ、

肝臟「デストマ」ハ山梨縣ノ「デストミ

ヤヂス」ト同ジャウナ學術ノ立場ニ在

ル、日本ニ於テモ部分的ニシカナ「デ

ストミヤヂス」ニ對シテ、此處ニ書イテ

アリマスガ、昭和四年度ニ於テ四萬圓

ノ多イ處ハ、一小部分ニナツテ居リマ

スカラ、將來斯ウ云フ豫防シ易イ局部

民ノ一人トシテ義務ヲ果シ得ナイ人ガ

及ボスコトモ相當多イグラウト思フ、

吾々ハ知識階級ノ人、勞働力ノアレ

人ガ、多數ニ出來ルト云フコトデアレ

カト存ジマス、尙ホ先刻補助ニ付キマ

シテ、例ヘバ改良便所ニ對スル補助ノ

ストミヤヂス」ニ對シテハ、新ニ豫算

ハ、是ハ建議案トシテ昨年モ本年モ私

デアリマスルガ、尙ホ將來豫算ガ取レマ

シテモ、大體此法律ニ豫定シテ居ル補

助デ賄ツテ行クヨリ致方ガナイト存ジ

マス、此率ヲ増スコトハ、他ノ各種ノ

傳染病ナドニ對スル關係モアリ、中々

困難カト思ヒマス

○赤木政府委員 將來ハ此法律ニ依リ

テ大體補助ヲ致シテ行クコトニ致シタ

バ、何億萬ノ國民ガ出來テモ是ハ宜シ

イガ、優生學ノ上カラ、ドウシテモ或

ル遺傳病ハ滅サナケレバナラヌト云フ

ルコトハ出來ナイカ、斯ウ云フ御質問

モゴザイマシタガ、是モ結局ハ國及ビ

地方團體ノ財政狀態ノ如何ニアルト存

ジマスガ、差當リノ所デハ、新ニ豫算

ハ、是ハ建議案トシテ昨年モ本年モ私

デアリマスカラ、此機會ニ私カラ衛生局竝

モゴザイマシタガ、是モ結局ハ國及ビ

地方團體ノ財政狀態ノ如何ニアルト存

ジマスガ、差當リノ所デハ、新ニ豫算

ラヌトカ、或ハ何等親ニアリマスカ、シウゴザイマスガ、承リタイ
叔父姪ノ間ノ結婚ヲ禁ズルト云フ程度
ニ止メテ居テ、血族ト年齢ダケデ制限
ヲシテ居ルノデスガ、今後ニ於テハ遺
傳病ノアル者ハ、之ヲ禁ジナイデ、或
外科手術ヲ行フ、外科手術ト申シマス
ト、先ヅ只今デハ去勢術デナクテ、整
形、男ハ精液ヲ運ブ管、ソレヲ絲デ括
ルダケノコトデアル、手術トシテハ男
子ナラバ、熟練シタ人ハ十分カ十五分
デ兩方トモ致シマス、女子ナラバ二十
分カ三十分以内デ兩方ノ手術ガ完了シ
テ、何等ノ危険ナク出來ル手術デアリ
マス、ソレデ結婚ノ目的ガ子孫ヲ繁榮
スルト云フダケニアルノナラバ、其目
的ヲ達シナイノデアリマスガ、所謂戀
愛至上主義ト云フモノトハ、衝突シナ
イヤウニ出來ルノデアリマス、結婚ノ
目的ノ一部ハソレデ達セラレルノデア
リマスルカラ、癩病トカ、結核患者トカ
云フ者ガ、若シ結婚ヲスルトカ、或ハ
結婚シナイデモ、内縁ノ妻デ、マダ子
供ノナイ場合ニ之ヲ發見シタ時ニハ、
其外科手術ヲ行ッテ、正式ノ結婚ヲサ
スト云フコトニシテヤッテ、其子孫ガ出
來ナイヤウニスルコトガ必要デハアル
マイカ、ソレデ病氣ノアル者、帶患者ノ
結婚ヲ制限スルト云フ法律ヲ、近イ將
來ニ御出シニナルト云フ意思ガアリマ
スカ、ソレニ對シテモ御感想ダケデ宜

○赤木政府委員 民族衛生ノ問題ハ、
御話ノ如ク歐米ニ於テモ既ニ多年ノ問
題ニナツテ居ルコトデアリマス、又當
局ニ於キマシテモ、此問題ハ從來研究
ヲ致シテ居ルコトデアルノデアリマ
ス、既ニ昭和二年デゴザイマシタカニ、
日本醫師會ニ對シマシテモ、民族衛生
ノコトニ關シマシテ、民族衛生施設ニ
關スル意見ト云フコトヲ諮問ニナリマ
シテ、其答申ガ出テ居ルヤウナ次第デ
アルノデアリマス、其答申ノ施設ニモ、
只今御述ベノヤウナ、所謂帶患者ニ對
シテ何等カノ方法ノ講ズル必要アリト
云フヤウナ、意味ノ答申モ出テ居ルノ
デアリマス、唯此問題ハ色々困難ナ問
題ガ伴フノデゴザイマシテ、殊ニ段々
ト、此所謂人權ノ發達ヲ致シテ居リマ
スル所ニ於キマシテハ、法律ヲ以テ之
ヲ強制スルト云フヤウナコトハ、餘程
ムヅカシイ問題ニナルノデアリマス、
併ナガラ一面此遺傳的素質ヲ持ッテ居
ルヤウナ人間ノ繁殖スルト云フコトス

○中馬委員長 先般或機會ニ衛生局長
ノ御意見ヲ承ツタコトモアッタノデス、
其時分ニモ只今衛生局長カラ承ツタヤ
何トカシナケレバナラヌト云フコト
ハ、御説ノ通リデアラウト存ズルノデ
ウニ、マア當分ハ國民ノ自覺ニ俟ツヨ
リ仕方ガナイト云フヤウナ御話デアッ
タ、是ハ特別委員會ニ付セラレテ居ル
スノデ、當局ニ於キマシテモ、保健衛生
調査會ノ中ニ民族衛生ニ關スル特別委
員ヲ設ケマシテ、其特別委員會ニ於キ
マス、又特別委員會モ三年モ四年モ掛
カラヌデモ、結論ニ到達シサウナモノ
ハ一年ニ百萬人ヅ、殖エテ行ク、其百
萬人ガ吾々ノ理想スル人デアレバ結構
ス、但思ヒマスガ、何時デモ調査々々デ
行スペカラザルヤト云フ、具體的ノ結
論ニ達シテ居リマセヌノデアリマス、
大體ノ抽象論ト致シマシテハ、御説ノ
如ク所謂惡疾遺傳ノ虞アルヤウナ者ニ
アル、或ハ國民各自ノ自覺ニ俟チマシテ
シテ、其答申ガ出テ居ルヤウナ次第デ
アルノデアリマス、其答申ノ施設ニモ、
只今御述ベノヤウナ、所謂帶患者ニ對
シテ何等カノ方法ノ講ズル必要アリト
云フヤウナ、意味ノ答申モ出テ居ルノ
デアリマス、唯此問題ハ色々困難ナ問
題ガ伴フノデゴザイマシテ、殊ニ段々
ト、此所謂人權ノ發達ヲ致シテ居リマ
スル所ニ於キマシテハ、法律ヲ以テ之
ヲ強制スルト云フヤウナコトハ、餘程
ムヅカシイ問題ニナルノデアリマス、
併ナガラ一面此遺傳的素質ヲ持ッテ居
ルヤウナ人間ノ繁殖スルト云フコトス

○中馬委員長 先般或機會ニ衛生局長
ノ御意見ヲ承ツタコトモアッタノデス、
其時分ニモ只今衛生局長カラ承ツタヤ
何トカシナケレバナラヌト云フコト
ハ、御説ノ通リデアラウト存ズルノデ
ウニ、マア當分ハ國民ノ自覺ニ俟ツヨ
リ仕方ガナイト云フヤウナ御話デアッ
タ、是ハ特別委員會ニ付セラレテ居ル
スノデ、當局ニ於キマシテモ、保健衛生
調査會ノ中ニ民族衛生ニ關スル特別委
員ヲ設ケマシテ、其特別委員會ニ於キ
マス、又特別委員會モ三年モ四年モ掛
カラヌデモ、結論ニ到達シサウナモノ
ハ一年ニ百萬人ヅ、殖エテ行ク、其百
萬人ガ吾々ノ理想スル人デアレバ結構
ス、但思ヒマスガ、何時デモ調査々々デ
行スペカラザルヤト云フ、具體的ノ結
論ニ達シテ居リマセヌノデアリマス、
大體ノ抽象論ト致シマシテハ、御説ノ
如ク所謂惡疾遺傳ノ虞アルヤウナ者ニ
アル、或ハ國民各自ノ自覺ニ俟チマシテ
シテ、其答申ガ出テ居ルヤウナ次第デ
アルノデアリマス、其答申ノ施設ニモ、
只今御述ベノヤウナ、所謂帶患者ニ對
シテ何等カノ方法ノ講ズル必要アリト
云フヤウナ、意味ノ答申モ出テ居ルノ
デアリマス、唯此問題ハ色々困難ナ問
題ガ伴フノデゴザイマシテ、殊ニ段々
ト、此所謂人權ノ發達ヲ致シテ居リマ
スル所ニ於キマシテハ、法律ヲ以テ之
ヲ強制スルト云フヤウナコトハ、餘程
ムヅカシイ問題ニナルノデアリマス、
併ナガラ一面此遺傳的素質ヲ持ッテ居
ルヤウナ人間ノ繁殖スルト云フコトス

レバナラヌト思ウテ居ルノデアリマス、此頃ノ新聞ヲ見マシテモ、夕刊ノ小説ノ近邊ニハ「月經下シ」ト云フヤウナ廣告ヲ澤山見受ケル、是ハ產兒ヲ未然ニ防グ所ノ「月經下シ」デナクテ、妊娠シテ、ソレヲ墮胎スル目的デ、ソレニ相談ヲシタリシテ、ソンナ藥ヲ服ム人ガ多數ニアルダラウ、是ハ想像デアリマスガ、アルダラウト思ツテ居リマス、又内務省ノ方針トシテハ、墮胎藥トカ或ハ避妊剤ト云フ物ヲ賣ルコトハ堅ク禁ゼラレテ居ル、避妊ニ關スル「ルーデサック」ハ黙ッテ見テ居ルガ「ルーデサック」以外ノ藥品又ハ器具ヲ使フコトヲ、今度又新ニ禁ゼラレタヤウデアル、サウスルト今政府ガ行ツテ居ル方針ト、國民ノ必要ヲ感ジテ居ル所トハ、大變間ガアルダラウト思フ、先年私共ノ同僚或ハ後輩ノ人ガ、墮胎事件デ澤山刑事上ノ責任ヲ負ウタコトガアリマシタ、ソレハ相當ノ婦人科ノ大家デ、大病院ノ婦人科ノ主任デ、一緒ニ其犯ヲヤッタラシイ、是ハ非常ニ惡イコトニ違ヒナイ、國ノ法律ヲ犯スト云フコトハ、吾々共モ決シテ善イトハ申シマセヌガ、社會ノ必要ハ其處マデ來テ居ル、隨分澤山ナ金ヲ使ツテハモ、產兒ヲ調節シタイト云フ必要ニ迫ラレテ居ルノダト私ハ思ウテ居ル、其產兒ヲ墮胎スル以前ニ、相當ナ何カ法律ヲ

以テ、或ハ法律ニ俟タヌデモ、相當ナ遁ヶ道ヲ作ツテヤルト云フコトガ必
デナカラウカト思フ、只今ノ所デハ避
妊剤デアリマスト云ウテ賣レバ、直グ
ソレハ發賣禁止ニナルノデアリマス
シ、避妊藥ハ私ノ方デ教ヘテ上グマス
ト言ツテモ、是ハ罪セラレルヤウデア
リマス、避妊器ハ一切許サナイト云フ
コトニナルト、是ハ產兒制限ト云フコ
トヲ口デ唱ヘテ居ツテ、實行ガ出來ナ
イト云フコトニナルノデスガ、之ニ對
スル御考ヲモウ一ツ伺ツテ置キタイト
思フ

○赤木政府委員 所謂產兒制限ノ問題
デアリマスルガ、產兒制限自體ハ認ム

努メツ、アルノデアリマス、唯所謂產兒調節ト云フモノガ、サウ云フヤウナ意味デナクシテ行ハレルコトノ方ガ、寧ロ多イノデアリマシテ、之ヲ輕々ニ認メルト云フコトハ、餘程研究ヲ要スル問題デハナイカト思フノデアリマス、國家ト致シマシテモ、斯ウ云フ風ガ非常ニ瀰漫スルト云フコトニナリマスレバ、其影響モ考ヘナケレバナラナイコトデアラウト存ズルノデアリマス、例ヘバ佛蘭西ノ如キ、或ハ伊太利ノ如キ、從來其弊ニ苦シミマシテ、今日ハ如何ニシテ其弊ヲ矯メルカト云フコトヲ、政治家ガ一生懸命努力致シテ居ルヤウナ狀況デアルノデアリマスカラ、是等ノ諸國ノ過去ニモ能ク鑑ミマシテ、日本ト致シマシテハ之ニ對シテ如何ナル政策ヲ採ルベキカト云フコトヲ、十分ニ研究ヲ致サナケレバナラナイト思フノデアリマス、現在ノ所避妊用器具等ヲ禁止致シテ居リマスノハ、其器具自體ガ衛生上危害ヲ及ボス虞ガアリマス、例ヘバ避妊「ピ」ニ致シマシテモ、或ハ子宮内ニ挿入致シマス所ノ色々ノ器具ノ如キモノハ、之ヲ素人ガ用ヒマスル爲ニ、往々ニシテ測ラザル危害ヲ受ケテ居ルノデアリマス、避シテ腹膜炎ヲ起スト云フヤウナ實例ガ往々ニシテアルノデアリマス、サウ云

午後三時十一分散會

○中馬委員長 本日ハ是デ質問ヲ打切
リマシテ、明日午後一時カラ開クコト
ニ致シマス、本日ハ是デ散會致シマス

以テ、或ハ法律ニ俟タヌデモ、相當ナ
遁ゲ道ヲ作ツテヤルト云フコトガ必要
デナカラウカト思フ、只今ノ所デハ避
妊剤デアリマスト云ウテ賣レバ、直グ
ソレハ發賣禁止ニナルノデアリマス
シ、避妊藥ハ私ノ方デ教ヘテ上ゲマス
ト言ツテモ、是ハ罪セラレルヤウデア
リマス、避妊器ハ一切許サナイト云フ

努メツ、アルノデアリマス、唯所謂產兒調節ト云フモノガ、サウ云フヤウナ意味デナクシテ行ハレルコトノ方ガ、寧ロ多イノデアリマシテ、之ヲ輕々ニ認メルト云フコトハ、餘程研究ヲ要スル問題デハナイカト思フノデアリマス、國家ト致シマシテモ、斯ウ云フ風ガ非常ニ瀰漫スルト云フコトニナリマ

ノ實例カラ考ヘマシテ、衛生上危害ヲ及ボス虞ノアル避妊用ノ器具ハ、之ヲ禁止スルコトニ致シタノデアリマス、ソレヲ禁止致シマスルコト、妊娠調節自體ノ問題トハ、是ハ別個ニ考フベキ問題デアラウト存ジマス、其方ニ付キマシテハ、マダ今日研究中デアル次第デアリマス